

あま市旧本庁舎跡地利活用検討支援業務 受託候補者選定審査結果報告書

令和 7 年 7 月 4 日

あま市旧本庁舎跡地利活用検討支援業務
プロポーザル審査委員会

本業務を行う事業者は、発注者の意向を十分に把握した上で、地区計画策定に向けた基本要件の整理等に対する業務支援を行わなければならない、また、本市が求める諸条件等を的確に捉え、円滑に業務を遂行する必要があることから、その選定については、会社の信頼性、業務理解度、提案力、技術力等を評価対象とするプロポーザル方式を採用することとした。これに伴い、あま市旧本庁舎跡地利活用検討支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、受託候補者選定の審査を行った結果を下記のとおり報告する。

記

1 審議経過

内 容	年 月 日
第 1 回審査委員会（実施要領、評価基準等の審議）	令和 7 年 4 月 1 5 日
実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 1 6 日
実施要領等に関する質疑受付締切	令和 7 年 4 月 3 0 日
質疑への回答	令和 7 年 5 月 9 日
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 5 月 1 5 日
参加資格審査結果通知	令和 7 年 5 月 2 0 日
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 1 2 日
第 2 回審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 7 年 6 月 2 5 日
審査結果の通知	令和 7 年 7 月 1 日
審査結果の公表	令和 7 年 7 月 4 日

2 受託候補者選定の方針

あま市旧本庁舎跡地利活用検討を着実に実施するに当たり、都市計画分野における高度な専門性と、十分な実績に基づく知識がプロジェクトの成果を左右することから、発注者の技術力とその経験不足を補う技術的支援が必要である。そのため、受託候補者選定方式については、会社の信頼性、業務理解度、提案力、技術力等を評価対象とするプロポーザル方式を採用し、公募型により実施することとした。

3 審査方法

審査としては、参加申込書を提出した者の参加資格要件等について、企業誘致対策課が審査を行った。審査委員会では、企画提案書等に関するプレゼンテーションを実施し、参加者に対するヒアリングにおいて、各委員が評価基準に基づく質疑を行うとともに、見積額も採点に含めた。

4 提出書類

(1) 参加申込

- ① 参加申込書
- ② 業務実績調書等

(2) 企画提案

- ① 企画提案書
- ② 実施方針
- ③ 特定テーマ1～4
- ④ 提案内容における創意工夫
- ⑤ 参考見積書

5 評価基準

- (1) 参加者評価
- (2) 業務従事者評価
- (3) 企画提案評価
- (4) 費用評価

6 プロポーザル参加者

5者

※参加申込書を提出した5者のうち1者は、参加資格要件を満たしていなかった。また、参加資格要件を有する4者のうち1者は、プレゼンテーション審査の前に提出意思確認書を提出のうえ、プレゼンテーションを辞退。

7 審査内容

参加申込書を提出した者の参加資格要件等について、企業誘致対策課が審査を行った。審査委員会は、参加資格要件を有する者のうち企画提案書等を提出した者についてプレゼンテーションを実施し、企画提案書等の内容に関わる評価項目に基づくヒアリングを行い、事業者の提案内容及び費用について評価し、受託候補者を特定した。

8 審査結果

参加者	参加資格要件	書類審査 (5 評価基準(1)、(2))	企画提案等評価 (5 評価基準(3)、(4))	合 計
A社	有	62 点／70 点	184 点／230 点	246 点／300 点
B社	有	60 点／70 点	177 点／230 点	237 点／300 点
C社	有	54 点／70 点	159 点／230 点	213 点／300 点
D社	有	51 点／70 点	辞退	—
E社	無	—	—	—

9 受託候補者

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 名古屋オフィス

10 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

11 審査委員会委員

区 分	氏 名	職 名
委員長	柳 澤 康 行	副市長
委員	服 部 哲 也	市長公室長
委員	水 谷 一 洋	総務部長
委員	古 川 式 規	建設産業部長
委員	室 田 裕 貴	市長公室企画政策課長
委員	大 堀 俊 和	総務部財政課長
委員	澤 田 進 一	建設産業部企業誘致対策課長